

## 合併手続きのご案内

..... 合併手続きの流れ .....

		- 登記添付書類 -
1	<p><b>存続会社及び消滅会社両社における取締役会にて合併契約について決議</b></p> <p>当事務所にてご用意させて頂く合併契約書の雛形を基に事前に貴社のご担当者様と打ち合わせの上、雛形に加筆・削除させて頂いた合併契約書を、両会社の取締役会にて決議頂きます。</p>	<p><b>合併契約書</b></p>
2	<p><b>決議された合併契約書他の両会社本店への事前備置 (会社法782条、794条)</b></p>	
3	<p><b>株主総会における合併契約書についての承認決議 (会社法783条、795条)</b></p> <p>当事務所にて作成させて頂く株主総会議事録の雛形を、当職のアドバイスの下アレンジして頂き、貴社の株主総会議事録を作成頂くか、もしくは当職にて株主総会に出席させて頂き、当職のアドバイスの下株主総会を開催頂き、それを基に株主総会議事録を作成させて頂きます。</p>	<p><b>両会社の株主総会議事録</b></p>
4	<p><b>反対株主との間での調整 (会社法785条、797条)</b></p> <p>合併に反対する株主がいらっしゃる場合は当職宛てご連絡下さい。当職にて善後策を検討させて頂きます。</p>	
5-1	<p><b>存続会社及び消滅会社につき、1ヶ月以上の期間を定めた、債権者に対する異議申述の公告・催告 (会社法789条、799条)</b></p> <p>各会社によって手続きの仕方は異なりますが一般的には官報に貴社が合併する旨公告し、さらに各債権者宛て合併に関し異議がないかの確認の為の催告書を送付。異議があった場合については当該債権者への対応が必要となります。当事務所にてサポートさせて頂きます。</p>	<p><b>官報他</b></p>
5-2	<p><b>消滅会社につき、1ヶ月以上の期間を定めた、株</b></p>	<p><b>公告をした日刊新</b></p>

	<p><b>券提供公告 ※株券発行会社である場合 (会社法219条)</b></p> <p>株券を提出すべき旨の公告です。</p>	<p><b>聞紙</b></p>
6	<p><b>合併に関する事項の事後開示 (会社法801条)</b></p>	
7	<p><b>合併登記</b></p> <p>一般的には消滅会社の株主には存続会社の株式が交付される事となる為存続会社の発行済株式総数、資本金が増加する事となり、消滅会社については解散登記を申請致します。</p>	

### ※登録免許税

【存続会社につき】原則として増加する資本金の7/1000を納付致しますが、消滅会社の資本金に相当する部分のみを増加する資本金とするのであれば1.5/1000を納付する事となります。

【消滅会社につき】解散登記申請分として金3万円を納付します。

※上記5-1、5-2につき官報及び日刊新聞紙に公告する掲載実費としておおよそ20万円程度必要となります。

※上記以外の添付書類に関しましても当事務所にて作成させて頂きます。

〒231-0014  
 横浜市中区常盤町三丁目21番地  
 アライアンス関内ビル 4階  
 司法書士後藤秀徳事務所  
 TEL: 045-228-7822  
 FAX: 045-228-7823